

鋳物業における金属材料を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	11~12	鉄工所の工場内でステンレスのリングを作る作業をしていたところ、鉄の軸の切れ端がからまったのでそれを取り除こうとしたところ、誤って右手の小指の先を切っ て負傷したものである。機械は停止していた。	32	10 ～ 29
3	14~15	工場内の仕上馬において、仕上げた製品を持ち上げて、他の製品の上に載せようと したがバランスを崩して載せきれず、下にあった製品と持っている製品の間に右手 中指を挟み負傷した。	25	10 ～ 29
6	22～ 23	当社工場注湯作業場で、鋳型に注湯作業中、鋳型から飛び跳ねた湯玉が地面に落ち て周囲に飛び散り、安全靴を履いていた左足に付着し、浸透して左足甲部位を火傷 して痛め、受傷したものである。	29	50 ～ 99
7	8~9	当社、工場内に於いて、コンベア上の鋳物（砂付）をホイストクレーンで吊り上げ るために、積み置きしていた鋳物を左手で引っ張った際、勢い余ってコンベアの エッジにつかまっていた右手（中指、薬指）の方へ倒れて、鋳物とコンベアに挟ま り、負傷したもの。	55	30 ～ 49
7	15～ 16	鋳物製品を仕上げ中、不安定な状態で削っていたため、製品が足の上に倒れた。	29	—
7	9～ 10	検査作業場にて、ベンチ上面パネル（単量250kg、幅600mm×長さ2,200mm）の測定 を終了したあと、高さ60cm程の検査台から床にマグネット付きのホイストクレー ンで降ろそうとした。その際、床まで高さ30cmの辺りまで下降したときに、ベン チ上面パネルが落下して、本人の右足親指と人差し指に当たり負傷した。	23	100 ～ 299
	9～	工場内で仕上作業中、作業台へ鋳物をのせる際に、誤って指を挟んでしまった。		10

7	10	慌てて指を抜こうとして、右手中指を負傷した。	28	～ 29
7	14～ 15	堰折場でオシレート上の製品を解く作業をしていたとき、オシレート（高さ70cm）上に詰まった製品があふれて、製品（重さ18kg）が甲カバー付き安全靴の上に落下した。	46	100 ～ 299
7	9～ 10	工場内で、サンダーを使って鋳造物の研磨作業をしていたとき、鋳造物を移動していたところ、鋳造物と手袋が引っかかり、約10cmの高さから100kg程の鋳造物が落ちて来て手を挟み、薬指の第一関節を骨折した。	53	1～ 9
10	15～ 16	鉄鋳物を製造する為、電気溶解炉で溶解作業をしているとき、溶けた溶鉄に鉄缶に入れスチールスクラップを追加投入したところ、スチールスクラップが錆びていたため、溶鉄が飛び散り、顔面と両手を火傷した。	34	30 ～ 49
11	15～ 16	子どもを1Fに誘導する際に、階段を足元が見えず（荷物を持っていたので）踏み外し、4段程落下した。その際、足首をひねり着地したので足首を骨折した。	22	10 ～ 29
11	9～ 10	15GNショットのターンテーブルから南側のローラーコンベア上にある搬送容器に鋳物（約20kg）を手で持ち運搬していた。その時、手が滑り持っていた鋳物を左足の甲の上に落とし負傷した。	26	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html